# 委員会設置に関する規則

昭和37年2月19日制定 昭和39年4月8日改正 昭和40年3月15日改正 昭和41年3月18日改正 昭和42年 4月27日改正 昭和44年 4月18日全部改正 昭和51年11月19日改正 昭和54年12月21日改正 昭和56年3月20日改正 昭和58年3月18日改正 昭和61年11月21日改正 昭和62年11月20日改正 昭和63年11月18日改正 平成3年6月21日改正 平成10年11月27日改正 平成13年1月19日改正 平成14年 4月19日改正 平成18年 1月20日改正 平成19年2月16日改正 平成20年9月19日改正 平成21年3月19日改正 平成23年 4月21日改正 平成23年6月16日改正 平成24年6月14日改正 平成29年3月9日改正 平成29年6月8日改正 平成31年4月18日改正 令和元年11月21日改正 令和 2年 6月10日改正 令和 3年 5月20日改正 令和 3年 7月15日改正 令和 5年 6月 8日改正

# 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、定款第43条の規定に基づき、一般社団法人投資信託協会(以下「本会」という。)が設置する委員会の名称、構成及び運営等に関し必要な事項を定める。

#### (委員会の種類)

- 第2条 本会は、委員会として自主規制委員会、政策委員会、広報委員会、特別対策委員会、役員 推薦委員会、規律委員会及び不服審査委員会を置く。
- 2 本会は、前項に規定する委員会のほか、必要に応じ理事会の諮問する事項を検討するため、理 事会の決議により臨時的に委員会を置くことができる。

## (議事細則)

第3条 各委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に

定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

#### 第2章 自主規制委員会

(所管事項)

- 第4条 自主規制委員会は、次に掲げる事項を所管し、当該所管事項についての理事会の諮問に応じ、又は必要と認める事項について審議し、かつ理事会に意見を述べることができる。
  - (1) 投資信託及び投資法人の運用、評価・計理及び開示等の自主規制に関する事項
  - (2) 受益証券(振替投資信託受益権を含む。)、投資証券若しくは投資法人債券(振替投資法人債を含む。)の募集又は私募その他の取引の自主規制に関する事項
  - (3) その他投資運用業等の正会員が行う業務に係る自主規制に関する事項

## (委員の構成)

- 第5条 自主規制委員会の委員は、20名以内とし、会員委員(正会員委員及び賛助会員委員をいう。 以下同じ。)及び会員外委員(会員委員以外の委員をいう。以下同じ。)で構成する。
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 3 会員委員は、正会員又は賛助会員を代表する者として会員代表者が推薦する者のうちから選任 する。
- 4 会員外委員は、公認会計士、弁護士等の有識者(投資運用業を営む会社の常務に従事する者を除く。)から選任する。

## (委員長及び副委員長)

- 第6条 自主規制委員会には、委員長1名及び副委員長若干名を置く。
- 2 委員長は会員外委員のうちから、副委員長は委員のうちから、理事会の同意を得て会長が選任する。

#### (委員会の招集等)

- 第7条 自主規制委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (定足数及び議決)

- 第8条 自主規制委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 委員は一個の議決権を有する。ただし、委員会の決議に関し特別の利害関係を有する委員は議

決権を有しない。

3 委員は、やむを得ない事情等により、委員会の開催場所における審議及び決議に出席できないときは、電話会議、テレビ会議、Web会議その他委員会の審議及び決議に即時に参加することができる方法により出席することができる。ただし、この取扱いは、招集者からの招集通知にその旨が記載されている場合又は招集者から個別に了解を得た場合に限る。

### (書面による委員会)

- 第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面により委員の意見を 求めることにより、委員会の決議に代えることができる。
- 2 前条の規定は、前項の場合における議決についてこれを準用する。

## (委員以外の者の出席)

- 第10条 会長、副会長又は専務理事及び事務局長は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。
- 2 委員長は、委員会の同意を得て、委員並びに前項に掲げる者以外の者の出席を認め、必要に応じて意見を聞くことができる。

## (専門委員会等)

- 第11条 自主規制委員会は、その所管事項に関する特定の問題について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、委員会の決定により専門委員会等の必要な検討機関を設けることができる。
- 2 専門委員会等の委員の数、委員の構成その他専門委員会の運営に必要な事項は、委員会において定める。

### (議事録の作成)

第12条 自主規制委員会の議事については、議事の経過及び結果を記録した議事録を作成する。

#### 第3章 政策委員会

#### (所管事項)

第13条 政策委員会は、次に掲げる事項を所管し、当該所管事項について理事会の諮問に応じ、又 は必要と認める事項について審議し、かつ理事会に意見を述べることができる。

## 本会の運営に関する事項

- (1) 投資信託及び投資法人の制度に関する事項
- (2) 投資信託及び投資法人の税制に関する事項
- (3) その他投資信託業界の活動等に関する事項

(委員の構成)

- 第14条 政策委員会の委員は、20名以内とし、正会員委員で構成する。
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 3 委員は、正会員を代表する者として会員代表者が推薦する者のうちから選任する。

(委員長及び副委員長)

- 第15条 政策委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから理事会の同意を得て会長が選任する。

(委員会の招集等)

- 第16条 政策委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(定足数、議決及び議事録の作成等)

第17条 第8条、第9条及び第12条の規定は、政策委員会の定足数、議決、書面による委員会の開催及び議事録の作成について準用する。この場合において、第8条及び第12条中「自主規制委員会」とあるのを、「政策委員会」と読み替える。

(委員以外の者の出席)

- 第18条 会長、副会長又は専務理事、及び事務局長は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員並びに前項に掲げる者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門委員会等)

- 第19条 政策委員会は、その所管事項に関する特定の問題について専門的な検討を行う必要がある と認めるときは、委員会の決定により専門委員会等の必要な検討機関を設けることができる。
- 2 専門委員会等の委員の数、委員の構成その他専門委員会の運営に必要な事項は、委員会において定める。

# 第3章の2 広報委員会

(所管事項)

- 第19条の1 広報委員会は、次に掲げる事項を所管し、当該所管事項について理事会の諮問に応じ、 又は必要と認める事項について審議し、かつ理事会に意見を述べることができる。
  - (1) 投資信託及び投資法人に係る知識の啓発及び普及に関する事項
  - (2) その他投資信託及び投資法人に係る広報に関する事項

### (委員の構成)

第19条の2 広報委員会の委員は、20名以内とし、会員委員で構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 3 会員委員は、正会員又は賛助会員を代表する者として会員代表者が推薦する者のうちから選任 する。

#### (委員長及び副委員長)

第19条の3 広報委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから理事会の同意を得て会長が選任する。

#### (委員会の招集等)

第19条の4 広報委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

# (定足数、議決及び議事録の作成等)

第19条の5 第8条、第9条及び第12条の規定は、広報委員会の定足数、議決、書面による委員会の開催及び議事録の作成について準用する。この場合において、第8条及び第12条中「自主規制委員会」とあるのを、「広報委員会」と読み替える。

#### (委員以外の者の出席)

- 第19条の6 会長、副会長又は専務理事、及び事務局長は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員並びに前項に掲げる者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

#### (専門委員会等)

- 第19条の7 広報委員会は、その所管事項に関する特定の問題について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、委員会の決定により専門委員会等の必要な検討機関を設けることができる。
- 2 専門委員会等の委員の数、委員の構成その他専門委員会の運営に必要な事項は、委員会において定める。

### 第4章 特別対策委員会

(所管事項)

第20条 特別対策委員会は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替市場における取引の停止又は株式市場における株価暴落等により株式等の需給が一方的となり、市場機能が正常に働かないような事態又はこれに準ずる事態(以下「緊急事態」という。)が発生した場合における措置を決定する。

## (委員の構成)

- 第21条 特別対策委員会の委員は、12名以内とし、会長、副会長又は専務理事1名、会員委員を持って構成する。
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員(新たに会長、 副会長又は専務理事に就任した者を含む。)の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 正会員委員は、正会員の代表者又はその代理者のうちから、賛助会員委員は、賛助会員の代表 者のうちから選任する。

## (委員長)

第22条 特別対策委員会の委員長は会長とする。

- 2 委員長に事故あるときは、副会長又は専務理事がその職務を代理する。
- 3 委員長及び副会長又は専務理事がともに事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が その職務を代理する。

#### (委員会の招集)

- 第23条 特別対策委員会は、緊急事態が発生した場合において、委員長が必要な措置を決定する必要があると認めたときに召集し、会議の議長となる。
- 2 本会は、前項の規定に基づき特別対策委員会が招集される場合には、発生した緊急事態の内容 その他必要な事項を速やかに委員及び会員に連絡するものとする。

(措置の実施の決議等)

- 第24条 特別対策委員会は、発生した緊急事態の内容及び発生後の状況等に応じ、次の各号に定めるいずれかの措置の実施を決議することができるものとする。
  - (1) 設定、解約の申込の受付の中止
  - (2) その他特別対策委員会が適当と認めた措置
- 2 本会は、特別対策委員会において前項の規定に基づき措置の実施を決議した場合には、決議した措置の内容その他必要な事項を速やかに会員に通知するものとする。

(措置の解除)

- 第25条 特別対策委員会は、金融商品取引所における取引の再開その他情勢に変化が生じたものと 認められる場合には、前条の規定に基づき講じた措置の解除を決議するものとする。
- 2 本会は、特別対策委員会において前項の規定に基づき措置の解除を決議したときは、その旨を 速やかに会員に通知するものとする。

ただし、前条の規定に基づいて措置の実施を決議する際に、措置の解除の条件やその時期など も決議している場合は、当該措置の解除の決議があったものとみなす。

(定足数、議決及び議事録の作成等)

第26条 第8条、第9条及び第12条の規定は、特別対策委員会の定足数、議決、書面による委員会の開催及び議事録の作成について準用する。この場合において、第8条及び第12条中「自主規制委員会」とあるのを、「特別対策委員会」と読み替える。

(やむを得ぬ状況が生じた場合の議決等)

第27条 委員長は、緊急事態の発生に伴い投資信託の適切な運営を確保し投資者の保護を図るため に緊急に必要な措置を講じることが適当であり、かつ直ちに特別対策委員会を招集することが困難な状況にあると認めたときは、第23条及び前条で準用する第9条の規定にかかわらず、第24条 に規定する措置の実施について委員と電話、メール等の通信手段等により協議し、その意見を聴取することができるものとし、措置の実施について委員の過半数の賛同を得られた場合には、前条で準用する第8条の規定に基づき特別対策委員会において決議があったものとみなす。

この場合、委員長は可能な限り速やかに委員及び会員に対して、決定した措置の内容その他必要な事項を連絡するものとする。

2 委員長は、緊急事態の発生に伴い投資信託市場の混乱を防止し投資者の保護を図るため緊急に 必要な措置を講じることが適当であり、かつ特別対策委員会の招集や前項に規定する通信手段等 による委員との協議及び意見聴取が不可能な状況にあると認めるときは、委員長の判断により措 置の実施を決定することができるものとする。

この場合、委員長は通信手段等の復旧状況に応じて、可能な限り速やかに委員及び会員に対して、決定した措置の内容その他必要な事項を連絡するものとする。

3 委員長は、金融商品取引所における取引の再開その他情勢に変化が生じたものと認められ、第 1項又は第2項の規定に基づき講じた措置の解除を決議することが適当であり、かつ直ちに特別 対策委員会を招集することが困難な状況にあると認めたときは、第23条及び前条で準用する第9 条の規定に関わらず、第25条に規定する措置の解除について委員と電話、メール等の通信手段等 により協議し、その意見を聴取することができるものとし、措置の解除について委員の過半数の 賛同を得られた場合には、前条で準用する第8条の規定に基づき特別対策委員会において決議が あったものとみなす。

この場合、委員長は可能な限り速やかに委員及び会員に対して、決定した措置の内容その他必要な事項を連絡するものとする。

## (委員会の運営手続き等)

第27条の2 この規則で定めるもののほか、議事手続きその他特別対策委員会の運営に関し必要な 事項は、特別対策委員会の運営に関する規則をもって定める。

# 第5章 役員推薦委員会

(所管事項)

- 第28条 役員推薦委員会は、本会の役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)の候補者を会長に推薦する。
- 2 役員推薦委員会は、役員の任期満了に伴う役員改選時において、あらかじめ理事会において定められた役員選任実施要領に基づき、役員候補者を推薦する。

この場合、正会員から選出する役員の候補者の推薦に当たっては、次のいずれかの者を推薦する。

- (1) 定款の施行に関する規則第6条第1項第1号の規定する正会員代表者であって、本会に届出のあった者
- (2) 正会員において代表取締役等の地位にあった者であり、かつ取締役等又はこれに準じる地位を有する者(正会員が外国法人である場合には、当該者が定めた日本における代表者であった者であり、かつこれに準じる地位を有する者)
- 3 役員推薦委員会は、役員候補者の選出に関する規則第2条第1項ただし書きの規定に基づき、理事会が認めた場合の役員の候補者の選出に当たって、その後任の役員候補者を推薦する。

この場合、正会員から選出する役員の候補者の推薦に当たっては、定款の施行に関する規則第 6条第1項第1号の規定に基づき、本会に届出のあった正会員代表者又は当該会社において代表 取締役等の地位にあった者であり、かつ取締役等又はこれに準じる地位を有する者を推薦する。

ただし、理事会において、退任する役員の補充選任を行わないことを決議した場合には、この 限りではない。

4 役員推薦委員会は、あらかじめ理事会において定められた役員選任実施要領に基づき、推薦する理事候補者のうちから、本会の会長及び副会長候補者を推薦する。

(委員の構成)

第29条 役員推薦委員会の委員は、10名以内とし、正会員委員及び会員外委員で構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 3 正会員委員は、本会の理事会を構成する正会員理事のうちから選任する。
- 4 会員外委員は、弁護士等の有識者又は本会の理事会を構成する正会員外理事のうちから選任する。

## (委員長及び副委員長)

第30条 役員推薦委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は会員外委員のうちから、副委員長は正会員委員のうちから、理事会の同意を得て会長が選任する。

## (委員会の招集等)

第31条 役員推薦委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

# (定足数、議決及び議事録の作成等)

- 第32条 第8条、第9条及び第12条の規定は、役員推薦委員会の定足数、議決、書面による委員会の開催及び議事録の作成について準用する。この場合において、第8条及び第12条中「自主規制委員会」とあるのを、「役員推薦委員会」と読み替える。
- 2 前項において準用する第12条の規定に基づき作成する議事録は、非公開とする。

## (委員以外の者の出席)

第33条 会長又は副会長若しくは専務理事は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て前項に掲げる者以外の者の出席を 求め、その意見を聞くことができる。

### 第6章 規律委員会

(所管事項)

第34条 規律委員会は、次に掲げる事項に関し、会長の諮問に応じ、又は会長に意見を述べることができる。

- (1) 定款第17条に基づく会員の処分及び同第18条に基づく正会員に対する勧告に関する事項
- (2) 外務員の登録等に関する規則に基づく外務員(同規則第2条に規定する外務員をいう。) の処分に関する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項
- (4) 委員の3分の1以上から書面により請求があった事項

### (委員の構成)

第35条 規律委員会の委員は、9名以内とし、会員委員及び会員外委員で構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 3 会員委員は、本会の理事会を構成する正会員理事(正会員から選出された理事をいう。)のうちから選任する。
- 4 会員外委員は、弁護士等の有識者(投資運用業を営む会社の常務に従事する者を除く。)のうちから選任する。

## (委員長及び副委員長)

第36条 規律委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、理事会の同意を得て会長が選任する。

#### (委員会の招集等)

第37条 規律委員会は、次の各号に掲げる場合に、委員長が招集する。

- (1) 会長から諮問があったとき
- (2) 委員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき
- 2 委員長は、委員会の議長となり、会議を主宰する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

# (定足数、議決及び議事録の作成等)

- 第38条 第8条、第9条及び第12条の規定は、規律委員会の定足数、議決、書面による委員会の開催及び議事録の作成について準用する。この場合において、第8条及び第12条中「自主規制委員会」とあるのを、「規律委員会」と読み替える。
- 2 前項において準用する第12条の規定に基づき作成する議事録は、非公開とする。

## 第7章 不服審查委員会

(所管事項)

第39条 不服審査委員会は、本会が行う定款第17条に規定する会員に対する処分及びその他本会規則に定める外務員の処分に係る不服の申立てに関する審査・審議を行う。

# (委 員)

第40条 不服審査委員会の委員は、3名以内とし、会員外委員で構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 3 委員は、弁護士等の有識者のうちから選任する。

## (委員長及び副委員長)

第41条 不服審査委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、理事会の同意を得て会長が選任する。

## (委員会の招集等)

第42条 不服審査委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (定足数、議決及び議事録の作成等)

- 第43条 第8条、第9条及び第12条の規定は、不服審査委員会の定足数、議決、書面による委員会の開催及び議事録の作成について準用する。この場合において、第8条及び第12条中「自主規制委員会」とあるのを、「不服審査委員会」と読み替える。
- 2 前項において準用する第12条の規定に基づき作成する議事録は、非公開とする。

#### (委員以外の者の出席)

第44条 不服審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (委員会の運営手続き等)

第45条 この規則で定めるもののほか、議事手続その他不服審査委員会の運営に関し必要な事項については、会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則をもって定める。

# 第8章 雜 則

(委員の辞任等)

- 第46条 委員会の委員は、当該委員会の委員を辞任しようとするときは、別紙様式第1号により本会に届け出るものとする。
- 2 辞任しようとする委員が会員委員である場合には、前項の規定に関わらず、当該会員の代表者は、辞任しようとする委員及びその後任者として推薦する者を、別紙様式第2号により本会に届け出るものとする。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、当該委員の後任を推薦しないことができる。

附則

この規則は、昭和44年5月1日から実施する。

附則

第4条の改正規定は、昭和51年12月1日から実施する。

附則

第4条の改正規定は、昭和54年12月21日から実施する。

附則

第4条の改正規定は、昭和56年3月20日から実施する。

附則

第4条の改正規定は、昭和58年3月18日から実施する。

附則

第4条の改正規定は、昭和61年11月21日から実施する。

附則

第4条の改正規定は、昭和62年11月20日から実施する。

附則

第4条及び第5条第4項の改正規定は、昭和63年11月18日から実施する。

附則

第2条、第3条及び第4条の改正規定は、平成3年7月1日から実施する。

附則

この改正規定は、平成10年12月1日から実施する。

附則

この改正規定は、平成13年1月19日から実施する。

附則

この変更規定は、平成14年4月19日から実施する。

附則

この改正は、平成18年3月1日から実施する。

ただし、改正後の第6条第1項第1号の規定は、平成18年7月1日以降に委嘱される委員から適用する。

附則

この改正は、平成19年2月16日から実施する。

附則

- 1. この改正は、平成20年10月1日から実施する。
- 2. 改正規定の実施日後、最初に選任された委員の任期は、第5条第2項、第14条第2項、第21条 第3項及び第29条第2項の規定にかかわらず、平成21年6月30日までとする。

附則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附則

この改正は、平成23年6月30日から実施する。

附則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替え て準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から実施する。

\*平成24年6月14日改正により当該附則を改正

附則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替え て準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日(平成25年1月4日)から実施する。

# 附則

この改正は、平成29年6月30日から実施する。

ただし、第28条第2項及び第4項の改正規定は、平成29年4月1日から実施する。

# 附 則

この改正は、平成29年7月1日から実施する。

附則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

\*改元に伴う所要の整備

### 附則

この改正は、令和元年11月21日から実施する。

- \*改正条項は、次のとおりである。
- ・第28条第2項及び第4項、第29条第1項及び第4項、第33条第1項

## 附則

この改正は、令和2年6月30日から実施する。

- \*改正条項は、次のとおりである。
- ・第8条第3項を新設

## 附則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

- \*改正条項は、次のとおりである。
- ・第39条第1項及び第2項に規定する別紙様式第1号及び第2号

## 附則

この改正は、令和3年7月15日から実施する。

- \*改正条項は、次のとおりである。
- ·第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第14条第1項、第23条第2項、第24条第2項、第25条第1項、 第27条第1項~第3項、第34条
- ・第24条第1項第2号を削除
- ・第23条第2項、第27条の2、第7章(第39条~第45条)の新設及びそれに伴う章・条ずれ

## 附則

この改正は、令和5年7月1日から実施する。

- \*改正条項は、次のとおりである。
- 第2条第1項
- ・第13条第3号を削除し、第4号を号ずれ
- ・第3章の2 (第19条の1~第19条の7) の新設

(別紙様式第1号)

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会 会 長 殿

> (商号又は名称) (氏名)

# 委員会委員の辞任届

私儀、このたび都合により 年 月 日付をもって、○○委員会委員を辞任いたしたく、 お届けいたします。

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会 会 長 殿

(商号又は名称) (代表者)

# 委員会委員の変更等について

年 月 日付をもって、下記の委員会委員を変更いたしますのでお届けするとともに、 その後任者を推薦いたします。

記

- 1. 委 員 会 名 ○○委員会
- 2. 委員交代の内容

(役職名) (氏名・フリガナ)

現委員会委員

後任予定者

(メール・アドレス: